

## 一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会 慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、本会会員の慶弔に関して定めたものである。

(手続き)

第2条 会員が、本規定の定めるところにより、慶弔を受けようとするときは本会事務局へ届けなければならない。

(死亡弔意)

第3条 会長はA会員の死亡に対し弔電等の弔意表わすことができる。

(適用の制限)

第5条 結婚、出産、災害、傷病については、当面の間、適用しない。

(改廃)

第4条 この規程は、理事会の議決を経なければ改廃することができない。

(施行)

第5条 この規程は2017年4月3日より施行する。